

R03-07040-02919  
令和4年3月17日

(一社)長崎県建設業協会  
(一社)長崎県地質調査業協会  
長崎県森林土木建設業協会 } 様

長崎県農林部  
農村整備課長  
森林整備室長

新型コロナウイルス感染症に係る長崎県農林部の対応（工事関係）

令和2年6月1日付けで通知しております標題につきましては、先に通知されております令和4年3月16日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る長崎県土木部の対応（工事関係）」（建設企画課長）に準じて対応することとしておりますのでお知らせします。

なお、本通知をもって「新型コロナウイルス感染症に係る長崎県農林部の対応（工事関係）」（令和2年6月8日付けR02-07040-00546）は廃止します。

参考までに、土木部の通知を添付します。

予防対策ガイドライン下記よりご確認ください。

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和3年5月12日版）」

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001412231.pdf>

上記が掲載されているホームページ

国土交通省新型コロナウイルス感染症対策

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html)

事務連絡  
令和4年3月16日

関係各部長  
教 育 長  
警 察 本 部 長  
各 振 興 局 長  
土木部各課(室)長  
土木部関係地方機関長  
三 公 社 理 事 長

} 様

土 木 部 長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る長崎県土木部の対応

標記について、添付通知のとおり建設業者団体の長あて通知しましたので、周知いたします。  
(今回は工事のみの変更で、現場代理人等が罹患した場合の取り扱いを変更。)

また、国土交通省より業界団体あて、対策ガイドラインが示されておりますので、情報共有のため  
発注機関においてもご確認をお願いいたします。

事務連絡  
令和4年3月16日

建設業者団体の長 殿

建設企画課長

### 新型コロナウイルス感染症に係る長崎県土木部の対応（工事関係）

令和2年6月1日付け標記通知により、長崎県土木部の対応をお知らせしておりましたが、前回通知を廃止の上、新たに下記のとおり対応いたしますのでお知らせします。（下線部は前回令和2年6月1日通知からの変更箇所です。）

#### 記

1. 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を踏まえ、建設現場等の「三つの密」対策を徹底していただきたい。
2. 事業継続の方針であるが、受注者より、一時中止等の希望の申し出がある場合には、事情を個別に確認した上で、必要があると認められる場合、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。
3. 電子入札は通常どおり実施し、対面を伴う入札、見積り合わせは密閉、密集、密接（3つの密）が生じないよう十分配慮し実施する。
4. 打合せ等は、電話・メール・テレビ会議等でも可とする。
5. 対面での打合せ等を行う場合は、密閉、密集、密接（3つの密）が生じないよう十分配慮し対応する。
6. 立会い等については、飛沫防止や、人と人の距離をあげる等、感染拡大防止の対策を行い実施する。
7. 段階確認については、従来、臨場が原則であるが机上での実施も可とする。
8. 検査のうち現場確認が必要なものについては臨場で実施し、書類検査は、電話・メール・テレビ会議等での実施も可とする。
9. コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者があることが判明した場合に、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置をとる。
10. 現場代理人が新型コロナウイルスに罹患もしくは濃厚接触者となり、自宅等での待機が必要となった場合、電話等を活用することにより業務の継続が可能であれば、自宅等で待機する期間は現場不在とすることができるものとする。（新型コロナウイルスを理由とする場合に限り、技術者制度運用マニュアル（長崎県）にて認める7日間以内の現場不在を超えて不在とすることを認める。）  
ただし、現場代理人が担う業務のうち現場作業員等への指揮、安全管理について、担当

者を別に定めて現場に常駐させるものとし、その計画を監督員へ通知すること。(万が一業務を行うことが困難であれば、一時中止を行うか、現場代理人の交代を検討すること。)

11. 専任を要する主任技術者または監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐が新型コロナウイルスに罹患もしくは濃厚接触者となり、自宅等での待機が必要となった場合、電話等を活用することにより業務の継続が可能であれば、工事を継続することができる。(あくまで専任であるため、現場常駐の義務はない。)(万が一業務を行うことが困難であれば、一時中止を行うか、技術者の交代を検討すること。)
12. 新規感染者が発生している地域からの来訪については、リモートワークの活用などできる限り移動を控えるべきことに留意いただきたい。なお、県境を越える移動については、関係各自治体の「お願い」に十分配慮する。
13. その他、国土交通省の通知（別紙）に準じる方針である。

以上